

児童扶養手当返還金等に係る訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 (2 0 2 1 年) 8 月 2 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

児童扶養手当返還金等に係る訴訟の提起について

次のとおり訴えを提起する。

1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

被告

2 訴訟の目的

児童扶養手当及び児童育成手当を受給していた者に対し、不当に受給した手当額
828,260円の返還を求める。

3 事件概要

児童扶養手当を2009年4月から2010年11月までの間、児童育成手当を
2009年3月から2010年12月までの間、受給していた被告は、2009年
12月から事実上の配偶者が存在したため、手当の受給資格を有していなかった
が、速やかに届出を行わず、児童扶養手当506,760円及び児童育成手当
324,000円の合計830,760円を不当に受給した。このうち、
2,500円の返還を受けたが、いまだに828,260円の返還がなされていな
い。

これらについて返還を求めてきたが、いまだに返還がないため、訴訟を提起する
ものである。